

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証）1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43637

米軍住民間紛爭

外務省北米局長記

北米局長

参事官

北米課長

秘

写

政経情報 (その 72)

42. 12. 12

伊江島における米軍と住民の紛争について

本年 12月 7日、伊江村西江上直謝の米軍演習地(默認耕作地)内に、同村「伊江島土地を守る会」の会員が、闇争小屋を建築しようとしたところ、米軍憲兵隊による会員 6名が半ば強制的に同行を求められたという事案が発生したが、現在まで判明した事案の概況ならびに同事案をめぐる関係者の動向、問題点等、以下のとおり報告する。

1 事案の概要

(1) 伊江島土地を守る会(註1)では、上記演習地(註2)に団結道場(註3)を建築するた

日本政府

4218

め 12月 6日、起工式を終り、12月 7日前9時頃から工事にとりかかり守る会会員 6名位(工

事責任者 伊江村直謝 農業 人民党伊江島支部長 知念忠榮(28)が上台用の穴掘作業を行なつていた。

ちょうど 6ヶ月の穴掘作業のうち 3ヶ月の穴掘が終った午前 10時 30分頃、米軍憲兵隊 クレイス 大尉以下 10名が工事現場に小型輸送車で来て

りつけ、作業員を取り囲み「建物をつくることはできぬ」と車に乗車するよう命じた。(通訳 大城 健二が憲兵隊に同行)

しかし、作業員が乗車を乞入らず、特に工事責任者である 知念忠榮が「乗車する必要はない」と反抗したこと、憲兵隊員の 1人が 知念忠榮の腕を

2回、後方にねじあげ乗車させたところ他の作業員 5名は、おとなしく乗車に応じた。

日本政府

2

(2) 寅兵隊は6名をそのまま伊江村役所(村長室)
へ連行し、(村役所へ連行されたのは、工事現場である
演習地)は、米軍と村の間にあって、默認耕作の契
約があるため、同地へ建造物を建築する際は米
軍の許可が必要なことになっているので、村側に無許
可建築ということで一応6名の身柄の引継ぎを行
ない、村から警察へ引継ぎをしてもらうつもりでいたので
はないがとみられてる。) 監視役の寅兵1人を
残し、他は引揚げたが、午前11時30分頃、土地を
守る会会長 阿波根昌鴻(60)(商業(雑貨商))
が村役所へ来て「軍は何もしない者を逮捕している。不
法逮捕ではあるが」という趣旨のアシ演説を行な
つたので、これをきいた6名は、「停めよう」と
といいながら村役所を出て工事現場へひきか
えし、工事を再開した。
(3) 6名が村役所を出るときは、監視役の寅兵は

日本政府

何ら制止せず見送りながら、6名が工事現場へ
ひきかえし、工事を再開した直後、米軍寅兵隊員
11名が、前同様、小型輸送車で現場へ乗りつけ、再度
6名に乗車するよう強く懇意して乗車させ、米軍通信
隊の施設内へ連行した。(このときは、6名とも素直に連
行に応じてる。)
(4) その後、午後4時頃、伊江村長 知念彦吉が米軍と
話し合ひ、同村助役が6名の身柄引受けとなり6名
は放放された。
(注1)「伊江島土地守る会」とは、約10年前の19
59年頃、米軍の土地接收反対を目的として、伊江
村の住民70~80名位で結成されたものであり、会
長は、会発足以来、現在まで阿波根昌鴻である。
阿波根会長は、結成以来、社会党系であったが、
2~3年前から社会党を離れ、現在は人民党系。

日本政府

くねつだせのといわれている。

会の最近の行動としては、本年7月、米軍が伊江島の

基地においてナキホークスの射撃演習を行なったとき、会員70～80名が基地近くで演習反対のため

座り込みを行なうことおよび阿波根会長12名が、「原上げた土地を返せ」「1年以内にひる」爆音被

害の補償をせよ等と要求して、11月2日、那覇市内民政府前広場に座り込み、立法院と行政府に陳情

していることがある。(伊江島で錦音ひる爆音をスピーカーを通して政府本会、立法院に向けて放送した。)

同会は、現在、人民党の指導をうけているものといわれている。

(註2)「土地を守る会」が、今日道場を建築しようとしている演習地は、伊江村西江上 石川清貴ほか

日本政府

5

2名(いづれも連行されてる)の所有地である原野379坪の一角であり、同地付近一帯は、

米軍の演習地となつてゐるが、默認耕作地であり、住民は自由に出入りし耕作に従事している。現場は、

立入禁止区域から約¹⁰⁰メートル外の地点である。

石川清貴ほか名は、上記原野379坪のほか

1.396坪の畠を所有してゐるが、原野、畠とを石川らの接收反対のまゝ1959年11月27日、強制接收さ

れてゐる。同地の賃借料にて米軍は、1964年から毎年7月11月迄、原野に対して5ドル39セント、

畠に対して29ドル8セントを支払い、石川ら24人を負領してゐるが、石川らは賃借料ではなく

補償料金だといつてゐる。

(註3)「土地を守る会」が建築しようとしている田結道場とは、土地接收反対、米軍演習反対等の闘争

日本政府

6

投票として、土地開拓のための集会開催、調査
用の宿泊所にするため工事費約2000ドル

(全国の民す団体からの募金によるといわれて)
で建築するものであり、敷地は約66m²、建物
は33m²のコンクリート平屋の予定である。同道場
の設計は、那霸市上う屋 建築士 人民党
中央委員 水内 平(38)が設計したといわれ
ている。

2 事件に対する琉球警察の措置等

(1) 12月7日、午後3時頃 新轄 渡久地警察署に
米軍から(在沖伊江米軍通信隊 ドーリー隊長)逮捕
に及ぶ6名の身柄を引受けた。その申出
があつたが、渡久地署は警察本部長の指揮をあ
おき、警察では逮捕の根拠と明確な事件の引継
かないと、身柄を引受けゆけにはいかないと米

日本政府

7

軍にことわっている。
警察が米軍に対する6名の逮捕理由をきいたところ
「契約違反だ」と答えた。更にどのようは「契約違反」であ
るかを確かめられたところ、「耕作並に薪採取等の許可書」
の第5項に「合衆国の書面による合意なくして耕作
物又は他の永久的な財産は、設置されない」とある
ので、この条約違反であると答えている。
これに対し警察はその契約は、軍と村との間で立
された民事契約であり、単に契約上の紛争であつて
これまで身柄を引継ぐわけにはいがねないと断
つて自前の判断を立てた。

(2) 米軍憲兵隊が最初、6名の同行を求めた際、6名と
ともに現場に居た 嬉野亮子(28)(日本共産党
機関紙「アカヘタ」の写真班員で、本年11月15日から沖
縄に来ている。来島の目的は、人民党の組織点検と基
地調査などといわれている。)が、憲兵隊

日本政府

8

E E I L C, P. TERR ALCE (19) の右腕
指にガミつき 抵抗している事案があり (嬉野)

は逮捕されている。この事案につき、12月7日午後
午時頃、告訴状が渡久地署に提出された。

警察は、憲兵隊の逮捕 (同行を含めた)にも問題があり、
事案を軽微であるということから告訴状に基

く検査は行なわれない方針である。(上級の米軍側
からも検査はやめられており、連絡があつた

模様。)

(3) 上記のとおり琉球警察の今回の事案に対する

態度は、あくまで契約をめぐる紛争であり警察では
タジキすべき事案ではないとの方針で悩んでいる。

しかし、今後、米軍側が問題の現場まで立入禁止
区域を拡大した場合、同様の紛争があればタ

ジキしないわけにはいかぬであろうとみている。

日本政府

3 新聞に報道された問題点など。

地元紙等には、6名かけん銃をつきつけられ、後手に

しばられて逮捕された旨報道されていますが、警察が憲兵
隊に同行して通訳 大城傳二を通じて調査した

結果、知念忠栄だけが二度にわたり腕を後方にねじあ
げられており、けん銃をつきつけられた事実は

なし。

また、知念忠栄を渡久地警察署 刑事課長に

対し、腕をねじあげられた事実は申告しているが、けん
銃については何も話していない。

4 紛争をめぐる関係者の動向

(1) 「土地を守る会」では、12月7日午後8時から今後の

対策会議を開き

。現在、団結道場を作ることには米軍と貸借契約

を結んでいたり。

日本政府

。しかもて、何を作らうと米軍の指図ばかり。

(1) 村当局が米軍との間にあそかれて、默認耕作の契約書は地主の意向等を無視してやめて不當である。

として工事継行を決定している。(12月11日、現在具体的な動きはない。)

(2) 一方、村当局は、助役玉城金蔵が12月7日午後9時から「土地正守会」と許し合ひを行なつ

たが、結論は得られぬがつた。

(3) また、12月8日在沖米軍第313師団司令部

は、紛争について次のとおり審査した。

6人とも6日くその土地に建物をつくる違法行為をやめるよう警告されていた。この警告を無視して、軍用地使用に関する契約違反のため

警備隊員を嘉手納から派遣、6人に付き添つて

日本政府

身柄を伊江村助役へ引き渡しひが2時間後に工事現場に来て建物の工事を継行警

備隊員に反抗して被らを説き伏せて部隊へ連行した。工事現場で被らは目的不明の写真

撮影者を伴つていた。写真撮影者のうち1人は、警備隊員に対する暴行のからで起訴すること

になつてゐる。このような暴行行為のないの処罰として軍用地使用権を取り消すことが協定で規定されている。空軍ではこの軍用地の使用許可の取り消しをするかどうかまだ決めていない。

なお、警備隊員が6人に銃口をつきつけて連行した事実はない。

5 紛争の見通し等

(1) 今回の紛争については、人民党が現在、つかだる

みでいる土地闘争に力を入れ、今回の紛争を軸機として今後の土地闘争の盛り土りをはかるべ

日本政府

めに敢て行なつたものであり、それにともに喜屋武の土地闘争が完全に社会党系に牛耳られていため

今後の土地闘争の主導権を握るために行なつたものであるとみられるが、紛争の見通しについては

「土地を守る会会員は、1200人あまりの軍用地地主のうちのわざか70～80名位でしかいな」ところか

り、「土地を守る会」が團結道場建設を強硬に主張した場合、米軍の默認地耕作取消もあれば

る地主がつまこあげにあい建築を断念せざるを得ぬりであろうとみられてゐる。

人民党が一種のジエステーとして行なつたもので、米軍の出方をみるに紛争を起したものであ

るという観測があら。

いかがて、どうしても今回、紛争を起した地主に

團結道場を建築しようとの意図はナリとみられ、本案のこれ以上の紛糾拡大は同下のところ考へ

日本政府

られでござり。

(2) 現在、米軍は紛争を起した地主に監視兵又へ

3名を置いてゐるが、これ以上の手段はとらないだろと觀測されてゐる。

今後の米軍の出方が注目されるところであるが、この点につき、米軍は表面は默認耕作の取消も得

ることの方針で臨むであらうが、默認耕作の取消を行なつたり又、立入禁止区域を拡大することはな

りであろうと判断される。(この点につきは、治安当局において米軍側の意向を打診して結果

であら)

(3) 前記の喜野京子は、滞在期間が本年12月5日

までいかぬことが判明し、12月9日、琉球政府出入國管理部が、本人に対する立ち退去する警告ある

予定であったが、本人の所在を確認できず警告はなされていない。

日本政府

6 参考事項

(1) 伊江島の軍用地接收面積等

伊江島の陸地面積は、725万3950坪であるが、このうち軍用地として接收されているのは、386万

267坪である。全陸地面積に対する軍用地の比率は、53.25%、また軍用地のうち戦認耕作地は

126万1050坪で、軍用地に対する戦認耕作地の比率は、30.41%である。(本資料は、軍用地土地

連合会の調査による。)

(2) 伊江島住民の被官状況

伊江島の米軍用地は、飛行場飛行機からの物資輸入

訓練および飛行射撃演習に使用されており、住民の被官は、ジェット機による爆音(騒音)が主

である。

(~~ハナシ~~)

日本政府

15

(3) 「土地を守る会」では、12月7日從、会員10名位が集めて秘密会合を開き、これから生じる

米軍への挑発行為を強め、会員が米軍から暴行、傷害等をうけたようとの指摘がある。これが模様

であるが、12月11日現在、会員の米軍への挑発行為はなく。(同秘密会合に、琉球新報社の

記者が出席したといわれている。)

(以上)

(本信写送付先
外務省 北米局長)

日本政府

16

北米局長
 参事官
 北米課長
 係員
 秘
まで

井江島農地内に黙認耕作地内
 12月11日 開発小屋建築工事
 42.12.12. 美
 12月12日 在京米大使館にて北米洋
 件1. 本件は USCAR 登在東米大使館
 (別件)
 公開の写真を参考して送付越
 在京米大使館にて12月9日記入。北米
 が
 議院議院にて本件電報は半政府内部
 の公電にて3月7日、国会答弁等にて同様
 が
 事前に在京米大使館にて飛行
 本件は12月11日付にて

GA-6

The United States Military Air Police reported on December 6, 1967 that a few "farmers", allegedly representing approximately 150 IE Shima Protection Association Members, had commenced construction of a concrete block "Meeting Hall" outside of the bombing range area on military leased land in violation of the farming license. The "farmers" advised the Air Police that the land was owned by the residents and consequently no permit was required. On December 7 the Air Police requested six of the "farmers" to cease construction, then took them to the Mayor's Office and released them to the custody of the Deputy Mayor. Later the same six "farmers" returned to the site and again commenced construction and again were requested to leave by the Air Police. Two photographer representatives were present, including one OPP organ reporter and one alleged female JCP member from Tokyo. The woman reporter bit an Air Police officer on the hand and was subsequently charged with assault. Their films were confiscated and exposed by the Air Police. All were escorted to the Mayor's office and turned over to the Deputy Mayor. The Deputy Mayor indicated his concern that this violation of the terms of farming license might lead to the termination of many farm licenses, thereby affecting the livelihood of many residents. He was unable to convince the association group of this possibility and its effect on the overall island economy. The Air Police are remaining at the construction site to warn any other possible violators away. No attempts were made to continue construction on December 8. Small confrontation continued on December 9, but no direct involvement by the GRI Police had occurred to this point.

The United States Civil administration and the United States Air Force are working closely on this problem.